

奄美市地域福祉活動助成金交付事業募集要綱  
(赤い羽根共同募金助成事業)

(目的)

第1条 この事業は、奄美市共同募金委員会（以下「本会」という）が共同募金の配分金より、民間団体等が実施する地域福祉活動に対し助成を行い、地域福祉活動を支援し、奄美市の地域福祉の向上に資することを目的とする。

(対象団体)

第2条 奄美市で地域や社会を良くするために活動している団体とする。

※ただし、下記のような団体は対象にいたしません。

- (1) 他の補助金との重複や公的補填のある団体
- (2) 政治、宗教、組合の運動や営利目的の団体
- (3) 地域福祉向上を目的としない団体
- (4) 本会が適当でないと認めた団体

(助成金額)

第3条 助成額は、予算の範囲内で助成します。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、本会が定めた期日までに助成金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(対象団体の決定)

第5条 応募のあった団体を、本会内に設置する「奄美市共同募金委員会審査委員会」において検討・精査し、対象団体の決定。結果を応募のあった全ての団体へ交付通知書（様式第2号）により通知する。

2 交付決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、助成金請求書を（様式第3号）提出するものとする。

3 募金実績や助成決定数等により助成金額が減額することがある。

(助成金の交付)

第6条 助成団体へ交付するものとする。

2 助成団体は、指定する期日までに事業報告（様式第4号）を提出するものとする。

3 虚偽または不正な手段によって助成金の交付を受けた団体は、助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(会計年度)

第7条 この事業の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(共同募金運動への協力)

第8条 助成先は、奄美市共同募金委員会が行う共同募金運動に協力しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めない事項で必要が生じたときは、別に本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。